

総合リハビリテーション推進センター精神保健指定医（特別職非常勤職員）に関する設置要綱

2 川健精福第 5 5 6 号

令和 2 年 1 0 月 1 日

健康福祉局長専決

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、総合リハビリテーション推進センター精神保健指定医（以下、「精神保健指定医」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（身分）

第 2 条 精神保健指定医は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤職員とする。

（職務内容）

第 3 条 精神保健指定医の職務内容は、主として次に掲げる職務を行うものとする。

- （1）本市が受理した措置通報に対しての医学的な判断に関すること。
- （2）精神科病院に入院している措置・医療保護入院者の医療状況や形態の適正性を判断する審査に関すること。
- （3）精神障害者保健福祉手帳の等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給決定に関すること。
- （4）各区地域みまもり支援センター又は関係機関で実施する精神保健カンファレンス等への専門的な支援に関すること。
- （5）その他、総合リハビリテーション推進センターの業務において、精神保健指定医の専門的な知見を必要とする業務に関すること。

（定数）

第 4 条 精神保健指定医の定数は、5 名とする。

（勤務場所）

第 5 条 勤務場所は、原則として、総合リハビリテーション推進センターとする。ただし、総合リハビリテーション推進センター所長が、第 3 条に規定する職務を遂行するうえで必要と認めるときは、精神保健福祉指定医に対し、総合リハビリテーション推進センター以外の場所で、その職務を行うことを命ずることができる。

（任用及び任用期間）

第 6 条 精神保健福祉指定医は、第 3 条に規定する職務を行うために必要な実務経験有し、かつ、精神保健福祉法第 1 8 条に基づき専門的な知識を有する者として指定された指定医のうちから総合リハビリテーション推進センター所長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

第 7 条 精神保健指定医は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- （1）任用期間が満了した日
- （2）退職を願い出て承認があった日
- （3）死亡したとき

(解職)

第8条 市長は、精神保健指定医が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 勤務成績が良くないとき

(2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) その他その職に必要な適格性を欠くとき

(服務)

第9条 精神保健指定医は、職務の遂行に当たっては、精神保健福祉に係る専門的知識、経験に基づくとともに、対象者の人権を十分尊重し、当該業務に専念しなければならない。

2 精神保健指定医は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 前各項に定めるもののほか、精神保健指定医の服務は正規職員の例による。

(勤務日および勤務時間帯)

第10条 精神保健指定医の勤務日は、週2日以内とし、勤務時間は、8時30分から17時15分の間で1日7時間45分以内とする。

2 所属長は、業務上必要が生じた場合において、1日7時間45分を超えない範囲で勤務時間を変更することができる。

3 勤務を要する日は、毎週月曜日から金曜日までの間の5日間において、局長等が総務企画局長と協議してその割振りを別に定める。ただし、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に規定する勤務を要しない日及び休日にあつた場合は、勤務を要しないものとする。

(休日)

第11条 精神保健指定医の休日は、1週間について1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を与えるものとし、当該休日は局長等が総務企画局長と協議して別に定めるものとする。

(年次有給休暇)

第12条 精神保健指定医に、次の勤務年数の区分に応じ、別表1に規定する日数の年次有給休暇を原則として1日単位に付与することができる。

2 4月1日から翌年3月31日までの期間(以下「会計年度」という。)の途中で任用された精神保健指定医については、その会計年度内における任用期間に応じて別表2に規定する日数を付与することができる。

3 川崎市特別職非常勤職員に関する要領第7条第2項の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度(直近1年度に限る。)に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別有給休暇)

第13条 精神保健指定医に対して、川崎市特別職非常勤職員に関する要領(2川総人第218号)に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(報酬)

第14条 月1日勤務の精神保健指定医は、月額報酬を支給するものとし、月額報酬の額は50,200円とする。

2 月2日勤務の精神保健指定医は、月額報酬を支給するものとし、月額報酬の額は

100,400円とする。

3 月3日勤務の精神保健指定医は、月額報酬を支給するものとし、月額報酬の額は150,600円とする。

4 週1日勤務の精神保健指定医は、月額報酬を支給するものとし、月額報酬の額は、204,310円とする。

5 前各項に規定する精神保健指定医は、川崎市特別非常勤職員に関する要領第17条第3項及び第5項に定めるところにより、第2種報酬を支給するものとする。

6 前各項に規定する報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が定めた特別職非常勤職員の第2種報酬の取扱いによるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の報酬)

第15条 精神保健指定医が、月の中途において任用された場合の当該月の報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に第17条第1項に定める1日当たりの報酬額を乗じて得た額を前条第1項から第4項に定める報酬月額から減額する。

2 精神保健指定医が、月の中途において退職した場合の当該月の報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に第17条第1項に定める1日当たりの報酬額を乗じて得た額を前条第1項から第4項に定める報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(報酬の減額)

第16条 精神保健指定医が、勤務日に勤務しないときは、年次有給休暇及び特別有給休暇を除くほか、その勤務しない1日につき、次条第1項に定める勤務1日当たりの報酬を減額して、報酬を支給する。ただし、1日も勤務しない月の報酬は支払わないものとする。

(勤務1日当たりの報酬額)

第17条 週1日勤務の月額報酬の精神保健指定医の勤務1日当たりの報酬額は、当該月の勤務曜日(祝日である日を含む。)が5日の場合は40,862円、4日の場合は51,078円とし、月1日、月2日及び月3日勤務の月額報酬の精神保健指定医の勤務1日当たりの報酬額は、50,200円とする。

(費用弁償)

第18条 精神保健指定医がその職務のため出張するときは、川崎市旅費支給条例(令和7年川崎市条例第57号)又は川崎市旅費支給条例施行規則(令和8年川崎市規則第7号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の額及び支給方法は、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

(公務災害等の補償)

第19条 精神保健指定医の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)に定めるところによる。

2 精神保健指定医が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(定めのない事項)

第20条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)及び川崎市特別職非常勤職員に関する要領その他の関係法令の定めるところ

ろによる。

(委任)

第 21 条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び第 11 条の規定については、平成 29 年 3 月 31 日までの間は「4 名」を「1 名」、「週 2 日以内」を「週 1 日」と読み替え、第 15 条第 2 項及び 3 項並びに第 16 条から第 18 条までの規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 13 条の 1 関係)

1 週間の 勤務日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
1 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日
	3 日	3 日	3 日	3 日	3 日
2 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日
	6 日	7 日	7 日	7 日	7 日

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた非常勤職員については、再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

別表 2 (第 13 条の 2 関係)

1 週間の 勤務日数	任用期間の月数(任用期間の初日の属する月から任用期間の末日の属する月 までの月数をいう。)ごとの休暇日数						
	1 箇月	2 箇月	3 箇月	4 箇月	5 箇月	6 箇月	6 箇月を超える期間
1 日	—	—	—	—	—	1 日	1 日
2 日	—	—	1 日	1 日	1 日	2 日	3 日

備考 更新した場合の年次有給休暇は、別表第 1 に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与することができる。